

論壇

東京高裁平成24年9月19日判決 (仙台弁護士会役員事件)後の傾向



高野弘美 【上野】

1 はじめに

個人事業主の必要経費算入の可否を巡っては、これまで数多くの裁判例、判決があった。その中でも特に著名な訴訟が、標題にも記載したいわゆる仙台弁護士会役員事件である。この訴訟は、弁護士が弁護士会等の役員として、その活動に伴って支出した懇親会費用、二次会費用、香典、弁護士会役員選挙費用等が、その弁護士の事業所得の計算上、必要経費に算入できるか否かという点を主な争点として提起された事件である。第一審では、東京地裁平成23年8月9日に、上記の費用の全てが必要経費として認定されず、原告である弁護士が全面敗訴となり、控訴審<sup>ii</sup>では、

2 問題の所在

これまで、個人事業主の必要経費算入の可否を巡る訴訟、判決においては、そのほとんどが所得税法第37条に係る適用要件(ここでは判断基準とはいわず、あえて適用要件という)の解釈及び適用の可否に争点があった。

東京高裁平成24年9月19日に、上記費用のうち懇親会費用等の特定の費用が必要経費として一部認容され、原告である弁護士の訴えが一部認められた。その後の上告審<sup>iii</sup>では、最高裁平成26年1月17日第二小法廷において「上告審として受理しない」という決定がなされ終結している。

所得税法第37条第1項には、個人事業者が支出したものの必要経費算入について、「その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総

収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務に関する費用(以下「必要経費算入の可

所得税法第37条第1項には、個人事業者が支出したものの必要経費算入について、「その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総

3 検討・分析

(1) 一つ目の課題(適用要件の設定、適用要件の解釈)について、検討する。 上述のとおり、所得税法第37条第1項前段の「個別対応費用」については、「総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額」と規定されているように、その適用要件として、「直接性」が求められていることに論争はない。

前述の「仙台弁護士会役員事件」では、「個別対応費用」が争点となつたのではなく、懇親会費等の「一般対応費用(II期間対応費用)」の必要経費算入の可否が争点となつたのである。地裁判決と高裁判決では、必要経費算入のための適用要件の設定の仕方とそれが規定されている。そして、必要経費の適用要件に該当しない支出の取り扱いとして、所得税法第37条の別段の定めである所得税法第45条が「家事費」を、所得税法第45条の委任規定として所得税法施行令第96条が「家事関連費」を規定している。

一方、同項後段の「一般対応費用(II期間対応費用)」については、「その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務に関する費用(以下「必要経費算入の可

別対応費用」の適用要件である「直接性」と「業務関連・必要性」の2つの要件で必要経費性を判定しているのである。また、当該地裁判決以前の裁判例でもその多くが、同様な判断をしている。この2つの要件で判断するということに対しては、憲法第84条の租税法

また、2つの要件で判断するという見解は、所得税法第45条及び所得税法施行令第96条の「家事費」及び「家事関連費」と「一般対応費用(II期間対応費用)」を明確に区分するために「直接性」という要件を付加していることが求められている。それにもかかわらず、仙台弁護士会役員事件の東京地裁平成23年8月9日の判決では、「当該支出が所得を生ずべき事業と直接関係し、かつ、当該業務の遂行上必要であることを要する」と判示され、「一般対応費用(II期間対応費用)」の適用要件として、「個

4 おわりに

これまで筆者は、所得税法第37条第1項の必要経費該当性の適用要件については、第一義的に文理に従って設定されるべきであると考えていた。その観点からすると、裁判例及び多数説が「一般対応費用(II期間対応費用)」の適用要件に「直接性」を付加することに対して、疑問を感じていた。

この疑問については、筆者なりに結論を導き出したが、仙台弁護士会役員事件の東京高裁判決以降、訴訟上の判断はどういう傾向にあるのかは分からなかつた。

○ 一般対応費用の適用要件別件数及び占有率(平成24年9月~令和元年6月)(筆者作成)

Table with 4 columns: 訴訟の種類, 適用要件, 「事業と直接関係」「業務の遂行上必要」, 「業務の遂行上必要」, 合計. Rows: 裁判例, 判決, 合計.

注1. かつこ書きは、合計件数に対する占有率を示す。情報データベースから集計。注2. 裁判例はLEX/DBインターネットTKC法律事務所から集計した(非公開判決を含む)。

i 東京地方裁判所平成23年8月9日民事第38部判決 平成21年(行)ウ第454号 ii 東京高等裁判所平成24年9月19日第20民事部判決 平成23年(行)コ第2008号 iii 最高裁判所平成26年1月17日第二小法廷決定 平成25年(行)第92号 iv 金子宏「租税法」(弘文堂、2019年)316頁

か。この傾向を分析した結果は、左表のとおりである。